

全日版「重要事項説明書補足資料」追補

46』 森林法(46)に次の内容を追加する

80頁 森林法 法10条の2 第1項次に下記を挿入する

*** 法10条の11（施業実施協定）**

民有林の森林所有者等は、市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定（施業実施協定）を締結することができます（森林法10条の11）。

*** 法10条の11の6を下記のように差し替える**

*** 法10条の11の6（施業実施協定の効力）**

施業実施協定は、公告の**あつた**後において施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等と**なつた**者に対しても、その効力が及びます。

*** 法10条の11の6の下に下記を挿入する**

*** 法10条の11の9（施業施設協定）**

森林の森林所有者等及び当該対象森林の施業を実施するために必要な作業路網その他の施設（施業施設）の施設所有者等は、森林の施業を実施するために必要な施業施設の設置又は維持運営に関する協定（施業施設協定）を締結することができます。

施業実施協定についても、公告の**あつた**後において施業施設協定の対象とする森林の**施業施設**所有者等と**なつた**者に対しても、その効力が及びます。

「解説」に下記を加える

令和4年に森林施業の共同化及び必要な施設の整備のために施業実施協定について運用が開始しており、令和8年には森林施業に必要な施設の設置または維持運営に関する施業施設協定について、運用が開始します。施業実施協定および施業施設協定については、それぞれ共同化の安定的な実施を確保するために、承継効が定められています。